

議案第 4 3 0 号

大田市職員の育児休業等に関する条例及び大田市職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定について

大田市職員の育児休業等に関する条例及び大田市職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市職員の育児休業等に関する条例及び大田市職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

(大田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 大田市職員の育児休業等に関する条例(平成17年大田市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項から第3項まで及び第5項」に改める。

第17条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」及び「(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。)」を削り、「を除く。」の次に「次条において同じ。」を加える。

第18条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)」の承認は、勤務時間条例第3条の規定により割り振られた正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。))の承認は」に改め、同条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改める。

第18条の次に次の4条を加える。

(第2号部分休業の承認)

第18条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。))の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第18条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第18条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第18条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第19条第1項中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第20条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第20条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

(大田市職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第2条 大田市職員の休日及び休暇に関する条例（平成17年大田市

条例第36号)の一部を次のように改正する。

第12条の3第1項中「次条において「請求等」」を「以下「請求等」」に改める。

本則に次の1条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第17条 任命権者は、大田市職員の育児休業等に関する条例(平成17年大田市条例第37号)第21条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 大田市職員の育児休業等に関する条例第21条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する

る対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年10月1日又はこの条例の公布の日からいずれか遅い日から施行する。ただし、附則第3条の規定は、公布の日から施行する。

(大田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第2条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の大田市職員の育児休業等に関する条例第18条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

(大田市職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 任命権者は、施行日前においても、この条例による改正後の大田市職員の休日及び休暇に関する条例第17条第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

大田市職員の育児休業等に関する条例及び大田市職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正に関する説明資料

1 改正の理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、大田市職員の部分休業の取扱い等に関して所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

- (1) 現行の1日につき2時間を超えない範囲内とする部分休業について、勤務時間の始め又は終わりに限り取得可能とする取扱いを廃止する。
- (2) 部分休業の新たな取得パターン（1年度につき10日を超えない範囲内）を設ける。

（第1条関係）

イメージ

取得パターン(1)

【現行】	休業 1 h	勤務	休業 1 h
------	-----------	----	-----------

※取得時間帯は、勤務時間の始め又は終わりに限る

【改正後】	勤務	休業 1 h	勤務	休業 1 h	勤務
-------	----	-----------	----	-----------	----

※取得時間帯の制限はない

取得パターン(2)

【新設】	休業1 h以上（1日取得も可）
------	-----------------

- (3) 子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置

妊娠又は出産等についての申出をした職員や3歳未満の子を養育する職員に対する、仕事と育児の両立支援制度等に関する情報提供、制度の利用に係る意向確認等の措置について定める。

（第2条関係）

3 施行期日

令和7年10月1日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

議案第 4 3 1 号

大田市印鑑条例の一部を改正する条例制定について

大田市印鑑条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 9 月 1 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市印鑑条例の一部を改正する条例

大田市印鑑条例（平成17年大田市条例第132号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第5条第2項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

第15条第1項中「、男女の別」を削る。

附 則

この条例は、令和7年11月1日から施行する。ただし、第4条第3項の改正規定は、令和8年1月1日から施行する。

大田市印鑑条例の一部改正に関する説明資料

1 改正の理由

令和7年12月31日をもって住民基本台帳カードの有効期限が終了することに伴い、所要の改正を行う。

あわせて、性的指向や性自認、性表現にかかわらず、すべての市民が自分らしく生きられる取組の一環として所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) 本人確認に必要な書類から住民基本台帳カードを削る。
(第4条)

(2) 印鑑の登録及び証明項目から性別を削る。
(第5条、第15条)

3 施行期日

令和7年11月1日から施行する。ただし、2(1)については、令和8年1月1日から施行する。

議案第 4 3 2 号

大田市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例制定について

大田市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

大田市認可地縁団体印鑑条例（平成17年大田市条例第133号）
の一部を次のように改正する。

第13条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

大田市認可地縁団体印鑑条例の一部改正に関する説明資料

1 改正の理由

令和7年12月31日をもって住民基本台帳カードの有効期限が終了することに伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

本人確認に必要な書類から住民基本台帳カードを削る。

(第13条)

3 施行期日

令和8年1月1日から施行する。

議案第 4 3 3 号

大田市仁摩サンドミュージアムの設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例制定について

大田市仁摩サンドミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 9 月 1 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市仁摩サンドミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大田市仁摩サンドミュージアムの設置及び管理に関する条例（平成17年大田市条例第191号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第13条関係）

入館料	区分	個人	団体（20人以上の場合）
	高校生以上の者	1,000円	900円
	小・中学生	500円	450円
備考			
1 未就学児の入館料は、無料とする。			
2 入館料の額には、消費税及び地方消費税相当額を含む。			

別表第2を次のように改める。

別表第2（第14条関係）

利用料金	施設利用料金	区分	利用料金（1時間当たり）
		タイムホール（展示室）	5,300円
		AVホール（視聴覚室）	5,300円
		サンド・バー（小会議室）	3,400円
		備考	
1 高校生以下（市内に住所を有する者に限る。）の利用は、この表に定める金額の5割相当額とする。			
2 大田市民（市内に住所を有する者及び市内に主たる活動拠点を有する団体）以外の者が利用する場合は、この表に定める金額の10割相当額を加算する。ただし、高校			

生以下（前号に規定するものを除く。）が利用する場合は、この限りでない。

3 営利を目的として利用する場合は、この表に定める金額の10割相当額を加算する。

4 入場料又はこれに類するものを徴収して利用する場合は、この表に定める金額の20割相当額を加算する。

5 利用時間を超えて施設を利用する場合は、この表に定める金額（前各号に該当する場合は、当該規定により算定した額）の2割相当額を加算する。

6 利用時間が1時間未満であるときは、1時間とし、利用時間が1時間を超える場合において1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。

7 利用料金の額には、消費税及び地方消費税相当額を含む。

設備利用	名称	単位	利用料金
料金	音響関係設備	1式 1回	3,300円
	長机	1脚 1回	60円
	折りたたみ椅子	1脚 1回	30円
	備考 1 1回とは、4時間以内の利用をいう。 2 利用料金の額には、消費税及び地方消費税相当額を含む。		

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

大田市仁摩サンドミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部改正に関する説明資料

1 改正の理由

仁摩サンドミュージアムの指定管理の更新に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) 入館料の上限を改める。

入館料	区分		現行	改正後
	個人	高校生以上	<u>800円</u>	<u>1,000円</u>
小・中学生		<u>400円</u>	<u>500円</u>	
団体 (20人以上)	高校生以上	<u>700円</u>	<u>900円</u>	
	小・中学生	<u>350円</u>	<u>450円</u>	

(別表第1)

(2) 施設利用料金の上限を改める。

施設利用料金 (1時間当たり)	区分	現行	改正後
	タイムホール (展示室)	<u>4,400円</u>	<u>5,300円</u>
AVホール (視聴覚室)	<u>4,400円</u>	<u>5,300円</u>	
サンド・バー (小会議室)	3,400円	3,400円	

(別表第2)

(3) 設備のうち「グランドピアノ」、「映写機」、「照明器具」及び「その他設備器具」を削る。

(別表第2)

3 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

議案第 4 3 4 号

大田市給水条例の一部を改正する条例制定について

大田市給水条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 9 月 1 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市給水条例の一部を改正する条例

大田市給水条例（平成17年大田市条例第216号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の管理者又は他の管理者が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

第24条第2項中「440円」を「506円」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第24条関係）

区 分		基本料金 (1箇月 につき)	超過料金（ 1立方メー トルにつき ）
メーター の口径	使用水量		
13 ミリメ ートル	8立方メートルまで	1,980円	—
	8立方メートルを超え50立方メートル まで		319円
	50立方メートルを超える場合		330円
20 ミリメ ートル	8立方メートルまで	2,035円	—
	8立方メートルを超え50立方メートル まで		319円
	50立方メートルを超える場合		330円
25 ミリメ ートル	8立方メートルまで	2,090円	—
	8立方メートルを超え50立方メートル まで		319円
	50立方メートルを超える場合		330円
30 ミリメ ートル	8立方メートルまで	2,145円	—
	8立方メートルを超え50立方メートル まで		319円
	50立方メートルを超える場合		330円

40 ミリメートル	8 立方メートルまで	2,255 円	—
	8 立方メートルを超え 50 立方メートルまで		319 円
	50 立方メートルを超える場合		330 円
50 ミリメートル	8 立方メートルまで	3,685 円	—
	8 立方メートルを超え 50 立方メートルまで		319 円
	50 立方メートルを超える場合		330 円
75 ミリメートル	50 立方メートルまで	19,635 円	—
	50 立方メートルを超える場合		341 円
100 ミリメートル	100 立方メートルまで	41,745 円	—
	100 立方メートルを超える場合		407 円

備考 基本料金及び超過料金の額には、消費税及び地方消費税相当額を含む。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第24条第2項の改正規定及び別表の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の大田市給水条例第24条及び別表の規定は、令和8年4月1日（以下「基準日」という。）以後に使用する水量に係る水道料金から適用し、同日前に使用する水量に係る水道料金については、なお従前の例による。
- 3 前項の場合において、基準日前の最後の検針日の翌日（水道の使用開始日を含む。）から基準日以後の最初の検針日（水道の使用中止又は廃止日を含む。）までの検針期間に係る水量については、各日均等に使用したものとみなし、日割り計算により算定する。

大田市給水条例の一部改正に関する説明資料

1 改正の理由

- (1) 令和6年1月の能登半島地震において、宅内配管工事を担う業者の確保が困難となり断水が長期化したことを踏まえ、災害等非常時において、宅内配管の復旧に対応する業者を確保するため、所要の改正を行うもの。

- (2) 水道事業に係る費用の高騰等に伴い、水道料金を見直すことで、経営の安定を図ることを目的として、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

- (1) 災害その他非常の場合においては、他市町村の水道事業管理者又はその水道事業管理者が指定した者に給水装置工事を施行させることができることとする。

(第9条)

(2) 水道料金の改定

区 分		基本料金			超過料金(1m ³ につき)		
口 径	使用水量	改定後	現 行	増減	改定後	現 行	増減
13ミリ	8 m ³ まで	1,980円	1,705円	275円	—	—	—
	8 m ³ を超え50m ³ まで				319円	275円	44円
	50m ³ を超える場合				330円	286円	44円
20ミリ	8 m ³ まで	2,035円	1,760円	275円	—	—	—
	8 m ³ を超え50m ³ まで				319円	275円	44円
	50m ³ を超える場合				330円	286円	44円
25ミリ	8 m ³ まで	2,090円	1,815円	275円	—	—	—
	8 m ³ を超え50m ³ まで				319円	275円	44円
	50m ³ を超える場合				330円	286円	44円
30ミリ	8 m ³ まで	2,145円	1,870円	275円	—	—	—
	8 m ³ を超え50m ³ まで				319円	275円	44円
	50m ³ を超える場合				330円	286円	44円
40ミリ	8 m ³ まで	2,255円	1,980円	275円	—	—	—
	8 m ³ を超え50m ³ まで				319円	275円	44円
	50m ³ を超える場合				330円	286円	44円
50ミリ	8 m ³ まで	3,685円	3,190円	495円	—	—	—
	8 m ³ を超え50m ³ まで				319円	275円	44円
	50m ³ を超える場合				330円	286円	44円
75ミリ	50m ³ まで	19,635円	17,050円	2,585円	—	—	—
	50m ³ を超える場合				341円	297円	44円
100ミリ	100m ³ まで	41,745円	36,300円	5,445円	—	—	—
	100m ³ を超える場合				407円	352円	55円
臨時用		—			506円	440円	66円

※消費税及び地方消費税相当額を含む。

(第24条、別表)

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日から施行する。ただし、2(2)については、令和8年4月1日から施行する。

(2) 経過措置

この条例による改正後の水道料金は、令和8年4月1日以後に使用する水量に係る水道料金から適用し、同日前に使用する水

量に係る水道料金については、なお従前の例による。この場合の水量は、各日均等に使用したものとみなし、日割り計算により算定する。

議案第 4 3 5 号

大田市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について

大田市公共下水道条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 9 月 1 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市公共下水道条例の一部を改正する条例

大田市公共下水道条例（平成18年大田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において市長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大田市公共下水道条例の一部改正に関する説明資料

1 改正の理由

下水道法第25条に基づき下水道管理者において制定する条例に係る技術的助言である「標準下水道条例について」の改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

災害その他の非常の場合において、他の市町村長の指定を受けた指定工事店であっても、市長が必要と認めた場合は、排水設備等の新設等の工事を行うことができることとするもの。

(第6条)

3 施行期日

公布の日から施行する。

議案第 4 3 6 号

大田市議会議員及び大田市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び大田市議会議員及び大田市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例制定について

大田市議会議員及び大田市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び大田市議会議員及び大田市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市議会議員及び大田市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び大田市議会議員及び大田市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

(大田市議会議員及び大田市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第1条 大田市議会議員及び大田市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例(平成17年大田市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第4条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

(大田市議会議員及び大田市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正)

第2条 大田市議会議員及び大田市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例(平成21年大田市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大田市議会議員及び大田市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び大田市議会議員及び大田市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正に関する説明資料

1 改正の理由

公職選挙法施行令の改正に準じて、公費負担の限度額を引き上げるため、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) 大田市議会議員及び大田市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正

選挙運動用ポスターの作成の公営について、ポスターの1枚当たりの作成単価（印刷単価）を541円31銭から586円88銭に引き上げる。

（第1条関係）

(2) 大田市議会議員及び大田市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正

選挙運動用ビラの作成の公営について、ビラの1枚当たりの作成単価を7円73銭から8円38銭に引き上げる。

（第2条関係）

3 施行期日

公布の日から施行する。

議案第 4 3 7 号

大田市立学校設置に関する条例の一部を改正する条例制定について

大田市立学校設置に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市立学校設置に関する条例の一部を改正する条例

大田市立学校設置に関する条例（平成17年大田市条例第83号）
の一部を次のように改正する。

別表大田市立五十猛小学校の項及び大田市立鳥井小学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

大田市立学校設置に関する条例の一部改正に関する説明資料

1 改正の理由

校舎・施設の劣化及び児童数の減少に伴い、五十猛小学校、静間小学校、鳥井小学校を統合するため所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

大田市立小学校の表から、大田市立五十猛小学校及び大田市立鳥井小学校の項を削る。

(別表)

3 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

議案第438号

道の駅「ごいせ仁摩」の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり道の駅「ごいせ仁摩」の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和7年9月1日提出

大田市長 楫野弘和

1 管理を行わせる公の施設の名称

道の駅「ごいせ仁摩」

2 指定管理者となる団体の所在及び名称

所 在 島根県大田市大田町大田イ309番地2

団 体 名 株式会社日本ワイドコミュニケーションズの
100%出資による新会社
(令和7年12月設立予定、名称未定)

3 指定する期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(参考資料)

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2

1～5 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（以下略）

公の施設の指定管理者の指定に関する説明資料

1 施設の名称

道の駅「ごいせ仁摩」

2 施設の所在地

大田市仁摩町大国42番地1

3 施設概要

(1) 敷地面積 約24.7千㎡

(2) 駐車場台数

①普通車 113台 ②大型車 18台 ③思いやり 4台

④自動二輪 5台 ⑤電気自動車 2台 ⑥関係者 9台

⑦キャンピングカー専用有料駐車場(RVパーク) 5台

⑧臨時駐車場 約3,350㎡

(3) 主要施設

①本棟(トイレ、情報発信・休憩施設、物販、観光案内、事務室等)

木造及び鉄筋コンクリート造1階建 約811㎡

②飲食棟(レストラン、厨房、事務室、凍結・加工室、更衣室等)

木造及び鉄筋コンクリート造1階建 約282㎡

③屋根付きイベント棟(ステージ、観覧スペース、倉庫、トイレ)

鉄骨造及び木造 観覧スペース 約162㎡、ステージ 約73㎡、

楽屋 約34㎡、倉庫・屋外トイレ 約49㎡

④屋根通路(賑わい広場、思いやり駐車場、自動二輪、バス停、駐輪場)

鉄骨造 屋根通路 約428㎡

⑤倉庫棟

木造 約48㎡

⑥公園(芝生広場、ドッグラン等)

約1,300㎡

⑦その他附帯施設(洪水調整池、機械室等)

4 指定管理者となる団体

(1) 名称 株式会社日本ワイドコミュニケーションズの

100%出資による新会社

(2) 所 在 島根県大田市大田町大田イ309番地2

(3) 代表者 代表取締役 松井 保

(現 株式会社日本ワイドコミュニケーションズ 代表取締役)

5 選定結果等

別紙のとおり

6 指定する期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

道の駅「ごいせ仁摩」指定管理者選定結果

道の駅「ごいせ仁摩」の指定管理者の公募を行い、大田市公の施設指定管理者選定委員会で審査を行った結果、次のとおり指定管理者候補者を選定しました。

なお、指定管理者候補者については、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経た後に指定管理者に指定されます。

施設の名称	指定管理者候補者	指定期間
道の駅「ごいせ仁摩」	名称 株式会社日本ワイドコミュニケーションズの100%出資による新会社（令和7年12月設立予定、名称未定） 代表者 代表取締役 松井 保 所在地 島根県大田市大田町大田イ309番地2	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

【審査の経過】

募集要項、選定基準等の審査	令和7年1月23日（木）
申請書類等審査	令和7年6月30日（月）
選定委員事前説明会	令和7年7月1日（火）
応募者プレゼンテーション・ヒアリング及び採点	令和7年7月14日（月）
総合審査	令和7年8月1日（金）

指定管理者候補者の選定結果については次のとおりです。

施設名	道の駅「ごいせ仁摩」
応募団体等 (届出順)	① 三保電機（株） 代表取締役社長 西原 裕治 ② (株) やおす（仮） 代表 大畑 麻維 ③ (株) W. J. FOODDEC 代表取締役 照沼 英則 ④ ゆうひパーク浜田（株） 代表取締役 木戸 淳 ⑤ (株) サクセス山陰 代表取締役 和泉 享 ⑥ (株) 日本ワイドコミュニケーションズ 代表取締役 松井 保
指定(予定)期間	令和8年4月1日 から 令和13年3月31日 まで
指定管理者 の候補者団体名	所在地 島根県大田市大田町大田イ309番地2 名称 株式会社日本ワイドコミュニケーションズの100%出資による新会社（令和7年12月設立予定、名称未定） 代表者 代表取締役 松井 保
審査内容	道の駅「ごいせ仁摩」の指定管理者の候補者選定にあたり、施設の管理運営に対する理念・基本方針、安定的な人的基盤や財政基盤、実績や経験、施設の設置目的の達成に向けた取組み、利用者の満足度、指定管理業務に係る経費、管理運営体制、平等利用・安全対策・危機管理体制、その他必要事項について書類審査及びプレゼンテーション・ヒアリングを行い、選定審査基準に基づき審査した。 （選定委員：7名〔内、民間の選定委員4名〕）

<p>特記すべき事項</p>	<p>指定管理者の候補者選定については、客観性、透明性を確保する必要があるため、指定管理者の選定に準じ、民間委員を交えて選定審査を行った。</p> <p>民間側選定委員には、事前に道の駅「ごいせ仁摩」の概要及び指定管理業務に係る説明会を開催している。</p>
<p>評価及び結果</p>	<p>選定審査基準に基づき採点を行った結果、以下のとおりとなった（200点満点の採点による）。</p> <p>1位 （株）日本ワイドコミュニケーションズ 165.0点 2位 団体A 156.6点 3位 団体B 148.0点 4位 団体C 147.8点 5位 団体D 134.8点 6位 団体E 128.0点</p> <p>以下、1位の団体の評価を記述する。</p> <p>【株式会社日本ワイドコミュニケーションズ】</p> <p>当該申請者は、東京都中央区に本社を持つ、主にウェブサイトの受託制作、システム開発等を主な業務とする株式会社である。代表者は、大田市出身であり、大田市市内にも事業所を設置している。</p> <p>プレゼンテーション・ヒアリングにおいては、「共創する」を主たるビジョンとして掲げ、IT企業の強みを生かし、道の駅「ごいせ仁摩」の課題や強みの測定分析を行い、それを基にした事業構築の提案があった。特に、道の駅運営の実績は無いものの、運営スタッフのみでは出来ないことも「地元連合軍」を組むことで実現可能とし、すでに地元企業や商工会役員などからのバックアップを取り付けている点は大きな評価ポイントとなった。</p> <p>主な事業の提案内容については、地域住民の道の駅利用者が少ないことに課題意識を持ったうえで、地域住民と観光客の幅広い層が楽しめる内容が想定されており、年間（52週）を通じて、毎週何かをやっている道の駅として、イベントステージや賑わい広場などを上手く活用していく内容であった。また、レストラン運営についても、直営での計画とされつつ、地元企業や生産者とともに地元の食材を使ったメニュー開発を行い、また商工団体等とのネットワークを活用するなど、地域内での連携を行う提案内容となっている。</p> <p>業務効率化の観点からは、LINEを活用した在庫管理システムの導入による生産者とのやり取りのスピード化や、AIロボットの導入などによる案内所の充実など、IT企業らしい提案もされている。</p> <p>また、幟の設置などによる道の駅構内に入る前からのワクワク感の創出やレストランで食べた商品を物販で購入してもらうための導線づくりについても検討がなされており、評価のポイントとなった。</p> <p>委員からも、地元における道の駅運営に対して強い思いを感じられる提案であったこと、大田市内の若手事業者らの力を結集して道の駅運営を行っていくこと、寄りたくなる道の駅を実現してくれる可能性が高いことなどが高く評価され、（株）日本ワイドコミュニケーションズについては、選定委員7名全員が第1位と評価したところである。</p>

議案第 4 3 9 号

訴えの提起について

次のとおり、訴えを提起することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 1 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

1 訴えの相手方

大田市在住個人

2 訴えの提起の理由

令和 3 年 1 1 月 1 6 日に市道二中前線で発生した転落事故（以下「本件事故」という。）について相手方から提出された根拠（領収書や診断書等）に基づく賠償金額を提示し、大田市が直接相手方と示談交渉を行ったが解決には至らなかった。

そのため、令和 6 年 3 月 2 5 日に代理人（弁護士）に委任し、文書にて再度賠償金額の提示を行ったが解決には至らず、当事者間での交渉では解決が困難と判断し、出雲簡易裁判所に対して債務不存確認調停を申し立てた。その結果、第 1 回調停時に相手方から同意書の提出があったので実際の通院期間の把握に伴う賠償金額の提示を第 2 回調停時に行った。しかし、その際に本件事故によって後遺障害が発生したと主張があったため、第 3 回調停時に後遺障害診断書等の後遺障害の発生を裏付ける資料の提出を求めたが結局提出はなく、後遺障害の発生の有無が把握出来ず、話し合いによる解決が困難となり、調停不成立となった。

この状況を踏まえて、損害賠償債務を確定するために、訴えを提

起するもの。

なお、大田市としては、相手方から後遺障害診断書等の資料が提出されれば、賠償金額を再検討する予定である。

3 請求の要旨

- (1) 大田市の相手方に対する本件事故に関する損害賠償債務は、金 74万8046円を超えては存在しないことを確認する。
- (2) 訴訟費用は相手方の負担とする。

4 訴訟遂行の方針

- (1) 訴訟の途中で和解することがある。
- (2) 1審判決の結果、必要がある場合は上訴する。

(参考資料)

地方自治法（抜粋）

〔議決事件〕

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(11) 略

(12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（略）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

(13)～(15) 略

2 略